

通婚圏研究批判

奥 田 実

Some Criticisms of “Marriage Area” Research

OKUDA Minoru

両性が婚姻に至る過程には、長短さまざまな交際期間がある。それは恋愛結婚であろうと、見合結婚であろうと変わらない。二つの婚姻様式によって、交際が婚姻の決定に対して持つ意味の重要度に差異はあるであろうが、一般に、交際にとって当事者の住いがあまり遠く離れていては不便であろうし、交際をするようになる「きっかけ」も住居を中心とした生活圏の内側の方が圏外よりも多いと考えられている。事実、特定の地域社会の婚姻を調べてみると、配偶者になった人々の前住地の分布はある範囲に集中する傾向をもつ。この事態はどのような社会学的意味を示唆しているのであろうか。わが国の社会学では、この課題を通婚圏研究において古くから取り上げてきた。

小山隆によると、通婚圏とは、「婚姻関係の範囲と集中度を示すところの標識であり、またその背後にある各種の社会を示唆するところの指標であり、社会関係を客観的に測定しようとする場合の一つの有力な手がかりである」という。また通婚圏には、地域的拡がりをもった地域的通婚圏、血縁的近親者との関連を問題とする血縁的通婚圏、社会階層間のつながりを明らかにする階層的通婚圏、その他職業的通婚圏、宗教的通婚圏などがあると述べている¹⁾。これらのうち地域的通婚圏以外の諸々の調査は、一定の地域における婚姻が、血縁、職業、宗教、さらに社会階層などの特定の範疇において、同一の集団内また異なる集団間でどの程度行なわれているかを分析するのが通例である。したがって、これらの通婚圏は地域的通婚圏と無関係ではなく、それとの関連も視野に入れて解明されなければならない。小山が示した諸々の通婚圏の中でも、「階層的通婚圏」については、後にも触れるように、われわれとしても、地域的通婚圏に優るとも劣らぬ深い関心をもっているが、あまり一般的に用いられている概念とは言い難い。その意味で小山のように通婚圏の概念を拡大することには抵抗もあるであろう。通婚圏という用語自体、中心をもち拡がりをもった範囲をさすものであるから、範疇によっては集団間の婚姻関係を通婚圏と呼ぶのが適当であるかという点に疑問の余地がないわけではない。周知のように、通婚圏といえ、地域的通婚圏を念頭に浮かべるのが普通であり、その研究も多くはこの意味に限ってなされてきた。そこで、本稿では、地域的通婚圏を単に通婚圏と呼ぶことにした。

I 通婚圏と村落共同体論

わが国の通婚圏研究は、主として地域的通婚圏に関するものであった。それはまた、村落社会学の研究領域に属していたといつてよい。この点、都市を研究対象とし、配偶者選択 mate se-

lection の主要な条件の一つとして住居の近接 residential propinquity²⁾ を、家族社会学の立場から研究してきたアメリカとはかなり性格を異にする。わが国での研究の主要な目的は、配偶者の前住地が婚姻にとっていかなる意味をもっているかを明らかにするというよりも、その地理的關係を足がかりとして、村落の社会構造を説明するところにあった。八木佐市の表現をかりれば、通婚圏研究は、「直接的には通婚の行なわれている範囲の広狭の程度の把握ならびにそれについての時間的変遷等を主として究明せんとしているが、間接的に村落の社会構造を究明せんとする根本的なねらいがあった³⁾」ことになる。それは、彼によれば、「村落の封鎖性が通婚地域の封鎖性と極めて密接不可分離的に絡み合っている⁴⁾」ということであった。

ここにいう封鎖性とは何を意味するのであろうか。通婚圏の封鎖性といった場合、それは明らかに婚姻が一定地域に集中し、地域外との通婚が少ないことを示している。これに対して、村落の封鎖性とは、単にその地域住民の生活圏が狭く、地域外住民との社会的接触が限られているということだけではない。それは地域の共同体的な性格をも示唆していることが多いのである。山本登は、和歌山県の「近代的交通機関の末端に接続する山間の孤立的部落⁵⁾」で内婚率を調べ、高い内婚率が時間的にもあまり変動しないという調査結果から、「この地域がかなり強い封鎖性をもつこと、従ってまたかなり完全な共同体的性格をもつことを明瞭に示している⁶⁾」と主張した。この場合、地域の封鎖性には、地域外との社会的接触が限られていることと、地域の共同体的な性格とがともに内含まれている。もし前者が本来の意味での封鎖性であるとするれば、後者を示唆する場合には、特に「封鎖性」とでも表わす必要があるだろう。一般に通婚圏の研究では、この用法があいまいである。単に内婚と地域の封鎖性との関連に言及しているときにも共同体的性格を含蓄している場合が少なくない。このことから明らかなように、通婚圏研究の主要な問題点の一つは、内婚率と地域の共同体的性格との関連にあるといってもよい。

山本は、「各種の社会的結合が一定地域に居住する人々の間に累積している場合、かかる地域を以て共同体の範囲と考えるべきである」という。また「社会的結合の累積性の程度すなわち封鎖性の程度は、その地域の共同体としての完全性の程度である⁷⁾」とも述べている。彼は、共同体の定義に関しては、これ以上言及していないが、この論述の根底には、鈴木栄太郎が「日本農村社会学原理」において、村落共同体の説明に引用した⁸⁾ Sorokin, Z. G. の農村共同体に関する論説があるように思う。Sorokin によると、農村共同体の典型は、氏族組織をもつ古代の農村集団である。これは、多面的な結合関係によって結束した集団であって、その中では、個人や家族は集団に埋没されてしまう。もとより、このような極端な共同体の結束は後になって弱められるが、それでも数多くの重要な結合関係が残存する。親族関係、土地の共有、秩序維持や納税に対する共同責任、時には同一地主への従属、また言語、宗教及び習律の類似、必需品の自給自足、居住の近接と他の集団からの地理的、社会・心理的分離による結合関係などがそれである。共同体は、これらの「きずな」の質と量によって特徴づけられるのである⁹⁾。

村落の通婚圏とその共同体的性格に関する論議には、多くの場合このような共同体の典型が思念されていると考えられる。山本は、これらの結合関係のうち、特に親族関係を取りあげ、その範囲と集中度を示す内婚率から他の結合紐帯を導き出し、村落の共同体的性格を説明した。

「第一に婚姻は最も強烈な社会関係の一たる家関係を発生せしめる。地域外婚はそのことによってその地域の封鎖性を制限するとともに、このことの成立は地域外居住者との一定の関係を前

提とする。第二に、婚姻はその当事者及びその家族の同類意識の表現と考えられる。地域外婚の存在は地域外居住者との同類意識の存在を示す。第三に現在の婚姻様式は嫁取婚なるが故に地域外婚は一定地域に異質的文化様式をもたらす¹⁰⁾と論述される。このように、結合関係の累積を明らかにするのではなく、親族関係を示す通婚圏のみを共同体的性格の指標とするのは、他の諸関係を測定する適当な尺度がなく、この指標が比較的容易に測定するという理由だけではない。それは Sorokin と同様に、「親族」による結合関係を基盤とした氏族組織をもつような村落を共同体の典型として認識しているからに他ならない。すなわち、氏族組織をもたない村落共同体も親族関係を基軸として結束がなりたっているという憶測が彼の論議の底流にあるとみることができるのである。それゆえ、内婚が、その結果として、「家」関係を基盤とする同類意識によって地域の結束をもたらすということを示唆することになる。ところが、Sorokin の論説では、このような村落における親族関係は累積する結合関係の一つとみなされているだけで、この関係が根底にあって他の結合関係をつくり出すという論理展開はなされていない。また、Tönnies, F. がそのゲマインシャフト論で、「家よりも大きな全体はいずれも、分散せる一つの家と同じである。たとえこの家がより不完全なものであるにせよ、その中には、完全な家も持っているあらゆる器官と機能の萌芽が存在しているものと考えなければならない¹¹⁾」と述べているのも、家族に似た構造・機能が村落という集団にもみられるという類推がなされているにすぎず、村落共同体のそれが、家族のそれから生じるということをしていっているのではない。

村落にみられる婚姻には、内婚とともに外婚もある¹²⁾。したがって、内婚に伴う当事者やその家族及び親族の同類意識がそのまま地域全体の同類意識になるわけではない。同族型村落を考えてみても、そこに複数の本家があれば、いくら内婚率が高くても、「家」を基盤とする同類意識がその数に応じてみられることになる。同じことは、内婚が同質文化をもたらすという主張に対してもいえる。村落において内婚から生じるであろう文化の類似性は、他の社会関係がつくる異質文化をもちうる下位集団によって常に脅かされる。また、このような論議には、その前提として、村落の文化が周辺の地域と異なることが確認されていなければならない。

一方、鈴木は通婚圏を関心共同圏の一つの重要な要素とみなしたが、関心共同圏については、それが「自然村を超出する社会関係の累積的地域に過ぎない¹³⁾」と考えていた。この示唆は評価できるが、その論議の内容には問題がある。というのは、彼は「通婚が比較的封鎖した地域内において行なわれる場合には、そこに文化の比較的独立、生活態度の比較的一致、敵対的であることなく互に信頼しあわんとする感情的融和が生じ、かくして、その地域を限りとする共同社会の一つの素地が出来るであろうと当然に考える¹⁴⁾」とも述べている。このことから判断すると、鈴木は高い内婚率が共同体を創出しようとみていたといつてよい。それは可能性の指摘にとどまっているが、姻戚関係の範囲内にあらわれるとしている文化の同質性に根拠をもつ¹⁵⁾と思われ、この点では山本と同じ思考過程をたどっているといえるであろう。

また、山本は内婚率の高さを説明する要因として「山奥では何かことがあるとすればやはり親戚を頼るほかはないから、できるだけ近くから嫁をもらうべきである¹⁶⁾」という村民の利害関心をあげている。確かにこれも、婚姻が村落内に集中する一要因とみなしうるが、共同体的性格と必ずしも結びつくものではない。むしろ、「親戚を頼るほかはない」ということは、親戚以外の人々には頼れないという非共同体的性格を示唆するものといえなくはない。

本来、通婚圏研究は、封鎖的である村落を対象とする場合が多く、ここでは地域外との社会的接触が少ない。基本的にそのことが原因で内婚率が高くなるのであろう。高い内婚率と共同体的性格とは相関関係をもつとしても、両者の間に彼らが指摘してきた理由によって因果関係があるとはいえない。このように、高い内婚率と共同体的性格の関連については、今日まで何ら明確な説明を行っていないのが通婚圏研究の実情である。

さきにも述べたように、通婚圏の研究は閉じられた社会としての村落を中心として行なわれてきた。しかし、例外もある。農村社会学者の池田義祐は佐々木永滋と共に京都市でこの種の調査を実施した。この調査によると、市域内婚が多数を占めている。この事実は、「婚姻を媒介とする同一市域居住民間の接触交渉(婚姻前後の接触交渉)が、都市外住民(他都市及び村落)との接触交渉よりも頻繁であることを意味する¹⁷⁾」と池田は説いている。

このことについては、二様の解釈ができるであろう。一つは婚前の接触交渉の頻度の大きさが内婚率を高めるという関係であり、もう一つは、内婚の結果として同一市域内で姻戚関係を主要な軸とする接触交渉が頻繁になるということである。池田と佐々木は、後者の因果関係に重点をおき、「内婚は、内婚に付着する諸種の接触交渉を含めて、それ自体で共同体としての都市及び村落集団の構造と変動とを規定する一要素となっていると考えられる¹⁸⁾」と主張し、内婚が共同体的性格をもたらす点を強調した¹⁹⁾。そして、「諺に“京に田舎あり”といわれているが如く、京都市は、そして又特に我々が問題としている旧市内は、多くの点でおよそ現代大都市にふさわしくない旧態依然たる古雅な都である²⁰⁾」という感想めいた叙述を加えている。このことから明らかなように、通婚圏研究者にとっては、京都という大都市も村落と同じく共同体として考えられていて、大都市の「田舎らしい」ところにのみ関心がもたれるようである。

わが国の通婚圏研究は、その出発点から村落の社会構造を解明しようという目的をもっていた。しかし、アメリカでは、通婚圏の調査は多くの場合都市で行なわれてきたし、その研究は地域社会の共同体的性格と関連づけるところに意味を見出すのではなく、むしろ婚姻そのものの説明原理の一つを明らかにするのが目的であった。その原理は居住近接理論と呼ばれている。

II 通婚圏と居住近接理論

配偶者の前住地調査には、特定の地域社会について、そこに生起する内婚・外婚の比率をみる場合と、そのような地域社会の枠組をはずし、両性の居住距離を測定する場合とがある。前者はわが国において、また、後者は主としてアメリカにおいて、実施されてきた。このことは、一方が村落、他方が都市を調査の対象としている違いに由来するとみてよい。両性が婚姻に至る過程を考えると、住居が近接しているかどうかは婚姻にとって、かなりの影響がある。配偶者間の居住距離が大きくなるにつれて婚姻数が減るという「距離傾斜」distance gradient の事実は、1932年の Bossard, J. H. S. の研究²¹⁾以来、多くの調査によって証明されてきた。この事実の解釈には、婚姻の当事者がそれぞれに配与する社会・文化的な価値規範を重視するか否かにより、二つの立場が見出される。

Katz, A. M. と Hill, R. は、人種、宗教、教育程度、社会階層などの社会文化的条件の違いによって、人々の居住地域が分離する傾向があり、そのために配偶者選択の自由が制限されると説いている²²⁾。彼らによると、このような地域では、配偶者間の婚前の居住距離は、婚姻当事者

の価値規範が相互に適合している場合に小さく、背反する場合に大きい。しかし、この地域で居住分離を促す文化的条件に従わない少数者集団(例えば、白人地区に居住する黒人たち)については逆の結果が生ずる。また、この種の分離がみられないアノミー的な地域では、婚前の居住距離は、当事者相互の価値規範が適合している場合に大きく、適合性をもたない場合に小さくなるという図式が示されている²³⁾。これらの図式は同じ社会文化的カテゴリーに属する両性の婚姻が多いという事実に基づいて提出された仮説を展開させたものだが、ここで問題になるのは、この仮説に従うと、アノミー的な地域における婚姻の多くが、配偶者の婚前の居住地間の距離を求めると、相対的に大きい数値になるということになり、一般的な命題としての「距離傾斜」、すなわち距離の逦増に応じて婚姻件数が逦減するという原則との矛盾が生じることであろう。後者については、彼らは二つの因子を指摘した。その一つは、相互作用の時間・コスト interaction time-cost であり、もう一つは機会の妨害 intervening opportunities である。

相互作用の時間・コストとは、婚前の交際に要する交通時間と運賃であり、その数値が小さければ交際量が多くなり、婚姻に至る可能性も増大するというもの²⁴⁾で、「距離傾斜」を単なる地理的な距離によらず交通時間と運賃によって計測しようとした点では優れているといつてよいであろう。また、機会の妨害とは、婚姻の機会が居住地を中心として一定の距離内に見出される潜在的配偶者数に比例することを前提として、その圏外の居住者との婚姻の機会が圏内の潜在的配偶者数によって妨害されるということである。一定の距離外の婚姻数は距離内の潜在的配偶者数に反比例するというに他ならない²⁵⁾。私見によれば、この仮説には近くに住む者はすべて交際の「きっかけ」があり得るという前提が秘められていて、事実を誇張した解釈のように思えてならない。「距離傾斜」の原理に対応するのは、このような機会妨害論よりもむしろ時間・コスト距離の因子であろう。

Katz らは配偶者選択の説明原理に、時間・コストと機会妨害の因子を加えているが、その理論構成において重視されているのは配偶者の社会・文化的な価値規範であって、他の因子は補足的な形で組み込まれているに過ぎない。われわれにとって関心がもたれるのは、これら三つの因子がどのように関連し、この関連が地域の居住分離の程度によっていかに異なるのかということである。この関連は理論構成にとって極めて重要なものであるが、彼らの論述をみる限り、この点の究明はおろそかにされている。

Catton, W. R. と Smirich, R. J. は、「相互作用パターンにみられる距離傾斜の事実が、距離と妨害する機会の間の競合、または生態学的分離に反映している規範に対する反応よりも、時間とエネルギーの節約を表わしていると解釈されうる²⁶⁾」と説いている。彼らによれば、配偶者を探す有意な機会 meaningful opportunities は限られており、潜在的な配偶者数は、選択の自由度を示してはいない。彼らはこのような理由から、機会妨害論をしりぞけている。さらに、「規範の影響は社会学者が考えているほど重要でないかもしれない、そして婚姻を限定する習律に関わる文化的な変数も一般にいわれているほど重要でないかもしれない²⁷⁾」という推測に基づいて、価値・規範による「距離傾斜」の解釈を不十分なものとした。しかし、われわれにとって時間とエネルギー・コスト理論が受け入れられるためには、価値・規範がそれほど重要でないという前提を、十分に明確な事実をもって実証してもらわなければならない。

アメリカでは、婚姻当事者の自由選択度が大きいと思われる恋愛結婚がほとんどであるが、居

住分離を生じさせる価値・規範はその自由を限定する。とりわけ、白人黒人というような人種における価値・規範の差異はかなり婚姻に対して影響を及ぼすであろうから、同じカテゴリーの内部に限って選択の自由があるといえる。このような因子に重点を置くのが Katz らの仮説であり、それらを前提として婚姻前の居住距離を解釈したのが時間・コスト論である。後者の見地に立てば、居住分離がみられる地域で同類系の婚姻が実質的に多いのは、婚姻に関する習律の影響によるということが説明されない限り、時間・コストの作用の結果であると考えられることもできる。また、そのような地域では、同一階層内、同一集団内での面識機会が多いという確率的事実によって、同類婚率が大きくなるという推測もできるであろう。

これらの点からも明らかなように、居住近接理論は、この国特有の社会的条件が前提となったものである。したがって、われわれとしてはわが国の社会的条件を考慮に入れて、この理論の有効性を問うてみなければならない。

交際量を婚姻の決定因子とする時間・コスト論は、見合結婚が多く、交際量もわずかで、婚姻当事者の自由選択度が小さいわが国の閉鎖的村落の婚姻に対しては適用できないのではないであろうか²⁸⁾。確かに都市ではわが国でも恋愛結婚が多くなってきた。しかし、都市におけるこの種の婚姻では、その契機となる接触の場所が問題となってくる。1959年の東京における配偶者選択に関する Blood, R. O. の調査では、121ケースのうち73ケース(約60%)がいわゆる職場結婚であった。一方、1953年のアメリカでの研究によると、職場を契機とする婚姻はわずか7%で、この国では、学校、教会、パーティなど地域社会と密接に関連した場所が契機となる傾向があるとしている²⁹⁾。ところが、わが国では都市及びその近郊に住む婚姻適齢期の人々にとって、住居地での社会的な活動は比較的少なく、かなりの通勤・通学時間を要する職場や学校またはその周辺が交際の「きっかけ」を提供する場所となる傾向が強い。これらのことを考えると、われわれの配偶者選択には時間・コストの作用はそれほど大きな問題とはなりえないように思えるのである。

III 階層間の通婚研究への提言

さきにも述べたように、通婚圏を考える場合、見合結婚が多いか、それとも恋愛結婚が多いかということは、われわれにとってかなり重要な問題である。Blood の調査によると、東京における見合結婚の比率は約30%であった³⁰⁾。また、昭和41年の厚生省の調査によれば、その比率は大都市で39.6%、その他の都市部で47.7%、郡部では63.0%となっている³¹⁾。わが国では、見合は古くから配偶者選択の有効な手段であったが、往々にして、当事者の意向よりも家族や親族、とりわけ両親の意見が尊重されてきたのは、今日からみれば問題であろう。しかし、この選択手段は伝統的な「イエ」の制度と結びついていた。明治31年に施行された民法の第772条には「子カ婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。但男カ滿三十年女カ滿二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス」と定められている。男にしても女にしても、この年令を超える場合はいわば晩婚であって、その数は少なかった。そればかりでなく、同法第750条では「家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」とし、引続いて「家族カ前項ノ規定ニ違反シテ婚姻又ハ養子縁組ヲナシタルトキハ戸主ハ其婚姻又ハ養子縁組ノ日ヨリ一年内ニ離籍ヲ為シ又ハ復籍ヲ拒ムコトヲ得」とも規定されていた。普通には父が戸主を兼ねることが多かったが、祖父が隠居しないために、父には親権のみが与えられている三世代家族も存在した。相思の男女

が親に反対され、婚姻の届出もできず、手に手を携えて他郷に「墮落」し、時には食うに困って心中して果てる事例もよく知られていた。配偶者の決定に当って親権と戸主権が強く発動されたのは、家督を相続し先祖伝来の家産を継承することが期待されている子女の場合である。わが国では、一部の地域を除き、長男がその期待を担っていた。長男の配偶者はその妻である以上に「イエ」の嫁でなければならず、夫ばかりでなく、舅と姑に仕えてきた。そして家風に合わない嫁は離縁されたのである。この意味で、嫁という観念は三世代家族を典型とするわが国独特の家族制度から派生したものとみなければならない。また、嫁を出す側からいえば、戦前の男女別学の制度、両性の交際を抑圧する社会意識、特に貞操観にもとづく女性への厳しい規範などから、娘の縁談を整えるのは親の責任であると親も子も考えていたのである。それに、婚姻適齢者を「周りの者」も放ってはおかなかった。

縁談を持ち込む者が第一に配慮するのは「イエ」の「釣合い」であった。そして「釣合わぬは不縁の基」とも言われてきた。格式の高い家柄の場合には、その数が相対的に少ないので、広い範域から求めるのが通例であった。鈴木は「いわゆる家柄、あるいは富者、有識者を多く有する村では、一般に婚姻圏が拡大されるのが常である³²⁾」と述べている。

戦後、わが国の家族制度は、新しい憲法の公布、明治民法の大改正によって、その性格を根本的に変えることになった。憲法第24条は婚姻が「両性の合意のみに基いて成立」することを明らかにし、親の同意を要するのは、民法第737条により、未成年者に限られた。その場合でも、父母の一方が同意すれば足りることになっている。そして戸主権も廃止された。戦後の性道徳の変化、男女共学の実施などは両性の交際と恋愛の機会を増大した。しかし、今日でも見合する者は少なくないし、その慣行も廃れていない。恋愛でも結婚式には媒酌人をたてて形式を整えるし、披露宴の入口には「〇〇家××家結婚披露宴」と書いた立札を置く。婚姻に重厚さを加えるには見合結婚の伝統的な形式を踏むに越したことはない。それはともかくとして、現在でも見合には両親が同席することが多い。しかし、そこで選ばれるのは婿や嫁というよりも夫や妻に変わってきた。この傾向は大都市で特に著しい。ただ、ここで留意しておかなければならないのは、今日もなお、見合では親の社会的地位の「釣合い」が縁談の前提条件にされていることである。したがって、見合結婚が多ければ、社会階層の内婚率を高め、垂直移動を小さくする結果を生むことになるざるをえない。

周知のように、われわれの社会は開かれた階層社会である。それはカスト社会や身分社会のように制度として階層間の移動を原則的に禁じている社会ではない。このような社会では、婚姻は社会移動をもたらす重要な要因の一つであって、玉の輿に乗ることもあれば、逆のこともありうるはずである。それにもかかわらず、階層間の通婚が見合のような社会的慣行によって阻害されているとすれば、その実態を明らかにすることは婚姻研究者の課題といわなければならない。その場合、終戦直後の財閥解体と農地改革、そして何よりもわが国の税制、それに最近の高学歴化が社会階層間の格差を縮めてきたことに注目しておく必要がある。この動向を踏まえたうえで、階層間の通婚を地域的な移動と絡ませてみるのもよいであろう。もとより、古い婚姻形態が残存しやすい農村の三世代家族を取り上げるのも意味がないわけではない。しかし、わが国の産業構造の中で農業が占める比重は極めて小さくなっていることを忘れてはならない。この点からいっても、この種の研究を農村社会学者に委せておくのは問題であると思う。

註

- 1) 小山隆「通婚圏の意味するもの」『社会学の諸問題 高田先生古稀祝賀論文集』昭和29年, p. 395.
- 2) Adams, B. N., "Mate Selection in the United States: A [Theoretical Summarization." in Burr, W. R., Hill, R., Nye, F. I., Reiss, I. L., (ed.), *Contemporary Theories about the Family Vol. 1*, 1979, p. 260.
- 3) 八木佐市「通婚圏調査に関する二三の問題」ソシオロジ2, 昭和28年, pp. 9-10.
- 4) 山本登「通婚関係よりみた山村共同体の封鎖性と平等性」社会学評論3, 昭和25年, p. 132.
- 5) 同論文, p. 125.
- 6) 同論文, p. 132.
- 7) 同論文, p. 123-124.
- 8) 鈴木栄太郎「日本農村社会学原理」昭和15年, 第三章第三節。
- 9) Sorokin, Z. G., *Systematic Source Book in Rural Sociology Vol. I*, 1930, pp. 312-313.
- 10) 山本前掲論文, p. 124.
- 11) Tönnies, F., *Gemeinschaft und Gesellschaft: Grundbegriffe der reinen Soziologie*, 1887. 杉之原寿一訳「ゲマインシャフトとゲゼルシャフト」(上) 昭和32年, p. 69.
- 12) 山本前掲論文, p. 130. 彼の調査によると, 江戸末期から大正末期までの内婚率は, 婚入で40%前後, 婚入では65%前後であった。
- 13) 鈴木前掲書, p. 465.
- 14) 同書, p. 489.
- 15) 鈴木「農村における通婚地域について」日本社会学会年報3, 昭和10年, p. 223.
- 16) 山本前掲論文, p. 146.
- 17)18) 池田義祐, 佐々木永滋「現代大都市社会の通婚圏について」社会学評論26, 昭和32年, p. 58. なお, この調査は, 現住所ではなく本籍地をもって, 配偶者間の婚前の居住地をみている。したがって, 大都市の調査にもかかわらず, 住民の本籍地からの移動が少ないという前提にたった調査で, この点, その方法に問題があるといえよう。
- 19) 同論文では, 都市においては, 接触機会の多さ, その地域的範囲の広さのゆえに内婚率が高くなるという可能性について指摘したにとどまらず, 内婚が共同体的性格をもたらすことを強調している。
- 20) 同論文, p. 69.
- 21) Bossard, J. H. S., "Residential Propinquity as a Factor in Mate Selection." *American Journal of Sociology* 38, 1932.
- 22) Katz, A. M., Hill, R., "Residential Propinquity and Marital Selection." *Marriage and Family Living* 20, 1958, p. 29.
- 23) *ibid.*, pp. 29-32.
- 24) Harris, D., "Age and Occupational Factors in the Residential Propinquity of Marriage Partners" *Journal of Social Psychology* 6, 1935, pp. 257-261.
- 25) Stouffer, S. A., "Intervening Opportunities: A Theory Relating Mobility and Distance." *American Journal of Sociology* 5, 1940, pp. 845-867.
- 26) Catton, W. R., Smirich, R. J., "A Comparison of mathematical Models for the Effect of Residential propinquity on mate Selection." *American Journal of Sociology* 29, 1964, p. 527.
- 27) *ibid.*, p. 528.
- 28) Blood, R. O., "Love Match and Arranged Marriage." 1967. 田村健二監訳「現代の結婚一日米の比較」p. 64.
- 29) 同訳書, p. 28. 東京での調査は, 都内の団地に住む夫婦444組を対象になされた。
- 30) 同訳書, p. 15.
- 31) 厚生省大臣官房統計調査部, 「昭和41年度人口動態社会経済面調査報告(婚姻)」昭和43年。
- 32) 鈴木「日本農村社会学原理」p. 498.